

旭川市議会図書室条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会図書室条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月9日

旭川市議会

議長 安田 佳正 様

提出者 議会運営委員会

委員長 木下 雅之

## 旭川市議会図書室条例の一部を改正する条例

旭川市議会図書室条例（昭和58年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「官報その他の政府刊行物」を「政府刊行物」に改め、同条第2号中「北海道公報その他の刊行物」を「刊行物」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。